

議案第 1 1 1 号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成 1 2 年小松島市条例第 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第4号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）に係る手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

第2条第1項第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行

う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）に係る手数料
除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

第 2 条第 1 項第 5 号中「又は同法」を「，同法」に改め，「事項の証明書」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え，同項第 6 号中「受理した書類」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え，「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件」に改める。

附 則

この条例は，令和 6 年 3 月 1 日から施行する。